

平成28年(行ツ)第253号

平成28年(行ヒ)第291号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の札幌高等裁判所平成27年(行コ)第11号政務調査費返還履行請求事件について、同裁判所が平成28年3月22日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

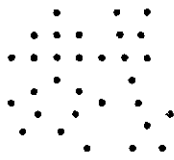
理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの



とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成28年12月21日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小 貫 芳 信

裁判官 鬼 丸 か お る

裁判官 山 本 庸 幸

裁判官 菅 野 博 之